

上尾市技能検定受検料補助金 申請の手引き

1 概要

技術の向上及び継承を目的に、市内の中小・小規模事業者が事業者の負担で従業員等に職業能力開発促進法に規定する技能検定を受検させ合格した場合に、予算の範囲内において、受検料の一部を補助します。

2 申請期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月19日（金） 必着

※合格日から起算して5ヶ月以内

（例）合格日が令和8年4月1日の場合、令和8年8月31日までが申請期限

※予算額に達した場合は、期間中でも受付を終了します。

3 補助額

補助対象経費の1／2（上限2万円）

※算出された補助額に、100円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとします。

4 補助対象者

以下の①～③の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- ① 従業員等（事業主・役員・直接雇用する従業員）に職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する各都道府県職業能力開発協会及び指定試験機関が行う技能検定を受検させ、受検料を負担していること
- ② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、または同条第5項に規定する小規模企業者に該当する会社であること（個人事業主を含む）

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- ③ 上尾市内に事業所・事務所を有し、その事業所等において申請日の6ヵ月以上前から事業を営んでいること

※要件を満たしていても、次のいずれかの要件に該当する場合は対象となりません。

- ア 同じ検定職種かつ同じ等級にて補助金の交付を受けたことがある者
- イ 市税を滞納している者
- ウ 風営法に規定する性風俗関連の事業を営んでいる者
- エ 暴力団その他の反社会勢力と関与している者
- オ 事業の実施に当たり必要な法令等の許認可等を取得していない者
- カ 国又は地方公共団体が経営に直接又は間接に参画している事業を営む者

キ 破産手続や民事再生手続などの申立てがなされている者

5 補助対象経費

事業者が負担した受検手数料（学科・実技）

※合格した場合のみ対象となります。

※合格者 1 人につき検定職種ごと（等級に区分されるものは等級ごと）に 1 回を限度とします。

※受検に係る振込手数料は補助対象外となります。

※国等から技能検定に関連する国庫補助金や助成金を受けている場合は、その額を補助金から差し引くものとします。

6 申請から交付までの流れ

1 技能検定の受検及び申請の準備

合格が判明しましたら、「7 提出書類」をご確認いただき、申請に必要な書類をご準備ください。

2 交付申請

申請順に審査を行います。必要書類がすべて揃っているものに限り受付しますので、お早めにご準備をお願いします。なお、必要に応じて追加資料の提出や事業内容のヒアリングを行いますので、あらかじめご了承ください。書類の提出先は「9 お問い合わせ・提出先」をご参照ください。

3 審査・交付決定

申請受付後、市による審査を経て、受付後 2 週間を目途に、交付又は不交付に関する決定通知を郵送します。

4 補助金の入金

交付に関する決定通知の郵送に合わせて入金処理を行います。郵送後 2 週間を目安に入金となります。

7 提出書類

必要書類に漏れがないよう、以下をご確認の上ご準備ください。提出された書類は返却しませんので、必要に応じて控えを取るなどして保管してください。

また、申請書等の様式や記入例は市ホームページ（<https://www.city.ageo.lg.jp/page/368842.html>）からダウンロードできます。

- ① 上尾市技能検定受検料補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 受検手数料の支払を証明する書類（領収書等）の写し
- ③ 合格したことを証明する書類（合格証書等）の写し
- ④ 合格者の在職証明書 ※参考書式あり
- ⑤ 申請者の市税に未納がないことの証明書（申請日から 3 か月以内に取得したもの）

8 注意事項

- 申請に要した経費は申請者の負担となります。また、提出された書類は返還しませんので、原本を提出するもの以外は、必ずコピーしたものを添付してください。
- 補助金振込先口座は申請者名義の口座にしてください。
- 申請された内容を確認・審査するため、必要に応じて添付書類の追加や現地調査等を行う場合がありますので、その際にご協力いただきますようお願いします。
- 補助金の交付を受けた後に要件に該当しないことが判明した場合や、申請した内容が事実と異なるなど不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、速やかに補助金を返還していただきます。
- 本事業に係る収入及び支出は適正に税務申告を行ってください。また、これらを帳簿に記録するとともに証拠書類を整理し、交付を受けた翌会計年度から原則5年間保管してください。
- この手引きや上尾市技能検定受検料補助金交付要綱に定めのない事項については、商工課の指示に従って対応していただきますようお願いします。

9 お問い合わせ・提出先

上尾市 環境経済部 商工課

〒362-0042

上尾市谷津二丁目1番50号 プラザ22内

電 話 048-777-4441

FAX 048-775-5024

メール s256000@city.ageo.lg.jp